

第3章 6次産業化政策の概要

1. 農林水産政策における6次産業化政策の位置づけ

わが国の農林水産業・農山漁村は、総じて、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展および耕作放棄地の増加等により厳しい状況に直面しており、その再生・活性化が喫緊の課題となっている。

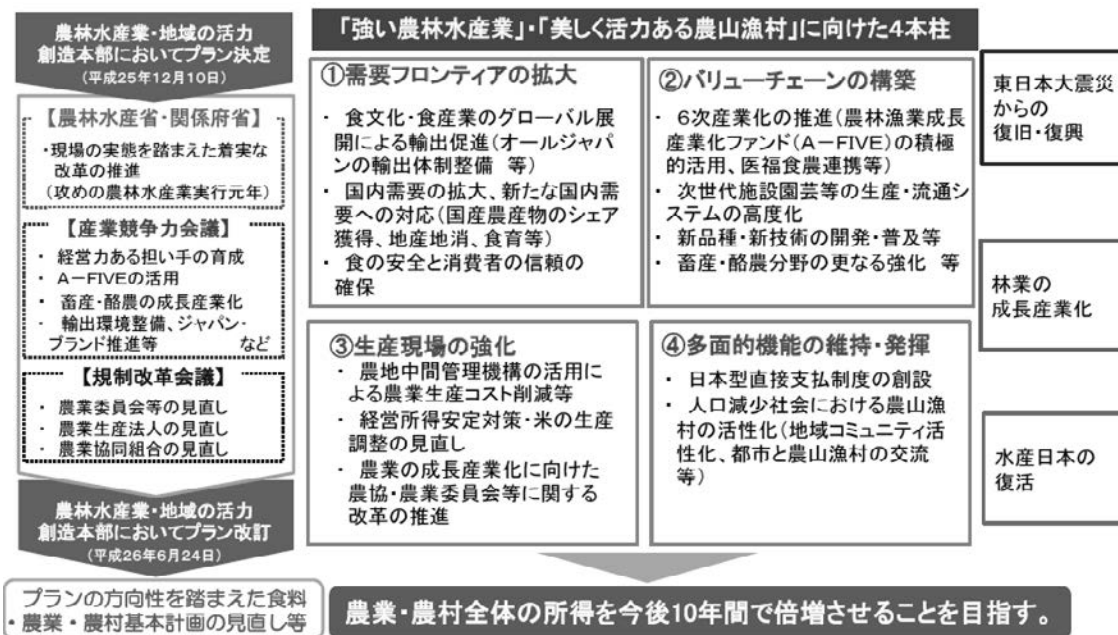
こうした状況の中、現在、わが国の農林水産政策においては、農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化（農林水産業・農山漁村における雇用と所得の増加等）を図るため、「攻めの農林水産業」の展開に向けた、さまざまな施策が進められている。その具体的な中身については、総理大臣を本部長として内閣に設置された「農林水産業・地域の活力創造本部」（2013年5月設置）、農林水産大臣を本部長として農林水産省内に設置された「攻めの農林水産業推進本部」（2013年1月設置）等において検討されている。

これは、基本的には、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、環境保全を含め農林水産業の多面的機能の発揮等を図る地域政策を車の両輪として「攻めの農林水産業」の展開を図ろうとするものであり、2013年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」としてとりまとめが行われ、2014年6月に改訂された。

このプランは、①「需要フロンティアの拡大」（国内外の需要拡大）、②「バリューチェーンの構築」（農林水産物の付加価値の向上）、③「生産現場の強化」、「多面的機能の維持・発揮」を4つの柱とし、これにより農林水産業を産業として成長させていくとともに、地域の活性化を図ろうとするものである（第3-1図）。

このうち、「需要フロンティアの拡大」は、輸出促進等を含む「FBI戦略」（①世界の料理界での日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、②日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、③日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan））による海外の需要拡大や、和食・和の文化の国内外への発信および学校給食における国産農林水産物の利用促進等による新たな需要拡大を図ろうとするものである。「生産現場の強化」は、担い手への農地集積（農地中間管理機構による農地の集積・集約化）や経営所得安定対策・米の生産調整の見直し等を中心的内容としている。また、「多面的機能の維持・発揮」は、地域の共同活動や営農活動等に対して支援する「日本型直接支払制度」の創設等を含むものである。

これらに加え、6次産業化については、「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」において、農林水産物・食品の付加価値向上を図るための重要な取組の一つとして位置づけられている。そして、後述する農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や農林漁業者と多様な事業者との連携等も図ることによって、6次産業化の市場規模を現在の約1兆円から2020年までに約10兆円に拡大させることを目標の一つに掲げている。



第3-1図 農林水産業・地域の活力創造プランの概要

資料：農林水産省「「攻めの農林水産業」の実現に向けた新たな政策の概要」（第2版）2014年8月より抜粋。

(小林 茂典)

2. 6次産業化に係る近年の主な施策の概要

6次産業化の推進については、各種のソフト・ハード整備事業をはじめ、さまざまな施策が行われている。その中で、ここでは、近年実施されている施策を中心に、その概要をみることにする。

(1) 「六次産業化・地産地消法」の施行と総合化事業計画

1) 六次産業化・地産地消法

6次産業化を推進するための法律として、2011年3月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称「六次産業化・地産地消法」、以下通称を用いる）が施行された⁽¹⁾。

「六次産業化・地産地消法」の目的は、地域資源を活用した「農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の

地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与すること」(同法第一章より抜粋)である。6次産業化への取り組みを通じて、地域資源を活用しながら、農林漁業者等自らが新事業の創出等に取り組み、農林漁業等の振興を図ることが期待されている⁽²⁾。

同法による6次産業化の推進は、法の第二章に定める総合化事業計画の認定を中心として行われる。

2) 総合化事業計画

総合化事業計画は、「農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画」⁽³⁾であり、農林水産大臣が認定する。

認定要件⁽⁴⁾は、第1に事業主体に関しては、農林漁業者等が行うものであることとされている。農林漁業者個人や法人のほか、集落営農組織や農業協同組合等も事業主体となることが可能である。また、こうした農業サイドの主体のみでの6次産業化だけでなく、事業主体の取組を支援する2次・3次産業の事業者も「促進事業者」として計画に位置づけることが可能であり、他産業の主体と連携した6次産業化の支援も含んでいる。第2に事業内容に関しては、①自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いる新商品の開発、生産又は需要の開拓、②自らの生産等に係る農林水産物等の新たな販売の方式の導入又は販売方式の改善、③上記に必要な生産等の方式の改善、のいずれかを行うことである。第3に次の点で経営改善が図られることが必要とされる。①計画期間が5年間の場合、農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が、5年間で5%以上増加すること(対象商品の指標)、②農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始から終了時までに向し、最終年度は黒字となること(事業主体の指標)、の両者を満たすことである。第4に計画期間は5年以内(3~5年が望ましい)とされる。

3) 総合化事業計画の認定を受けることの意義

総合化事業計画の認定を受けた事業者には、施設整備等のハード事業、新商品開発等のソフト事業をはじめ、経営の発展段階に応じた多様な支援が展開されている。

主として次のような支援を受けることが可能となる⁽⁵⁾(いずれも別途審査等を要する)。第1に各種法律の特例措置として、例えば、農業改良資金融通法等の特例措置による償還期限及び措置期間の延長等、野菜生産出荷安定法の特例措置として産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大する等の措置が行われる。第2に融資に関しては、農業者向け無利子融資資金(農業改良資金)の貸付が可能となる。第3に補助については、総合化事業計画の認定を要件に含む事業として、新商品開発、販路開拓等に対する補助率が、通常1/2であるものが2/3にかさ上げされるもの、また新たな加工・販売等に取り組む場合に必要な施設整備に対して1/2補助が受けられるもの等がある。第4に出資に関しては、後述する農林漁業成長化ファンドが新たに設けられた。それ以外にも6次産業化に関する

アドバイスを行う民間の専門家である6次産業化プランナー等（後述）による支援を受けることができる。

4) 総合化事業計画の認定状況

農林水産省によると、総合化事業計画は2014年12月5日までに全国で1,982件認定された⁽⁶⁾。都道府県別では、多い順に、北海道111件、兵庫県93件、長野県89件、宮崎県75件、熊本県74件である。計画の対象となっている農林水産物は、多い順に野菜が31.8%、果樹が18.8%、米が11.6%、畜産物が11.5%、水産物が5.4%であり、野菜と果樹で全体のおよそ半分を占める（第3-1表）。また、事業内容は、「加工・直売」の実施割合が全体の68.3%と圧倒的に高い（第3-2表）。次いで「加工」のみが20.9%、「加工・直売・レストラン」が6.2%と、加工を含む事業計画が9割以上を占めている。加工が行いやすい、あるいは加工による差別化が図りやすい野菜や果樹を対象として、6次産業化に取り組む主体が多いものと推察される。

第3-1表 総合事業計画の対象農林水産物の割合（上位7項目）

| (%) | |
|-----|------|
| 野菜 | 31.8 |
| 果樹 | 18.8 |
| 米 | 11.6 |
| 畜産物 | 11.5 |
| 水産物 | 5.4 |
| 豆類 | 4.8 |
| 林産物 | 4.2 |

資料：農林水産省資料より作成。

注(1) 複数の農林水産物を対象としている場合は全てをカウント。

注(2) 2014年12月5日時点の値。

第3-2表 総合化事業計画の事業内容の割合

| | (%) |
|-------------|------|
| 加工 | 20.9 |
| 直売 | 2.6 |
| 輸出 | 0.4 |
| レストラン | 0.1 |
| 加工・直売 | 68.3 |
| 加工・直売・レストラン | 6.2 |
| 加工・直売・輸出 | 1.6 |

資料：農林水産省資料より作成。

注：2014年12月5日時点の値。

(小柴 有理江)

(2) 6次産業化プランナー制度

1) 6次産業化プランナー

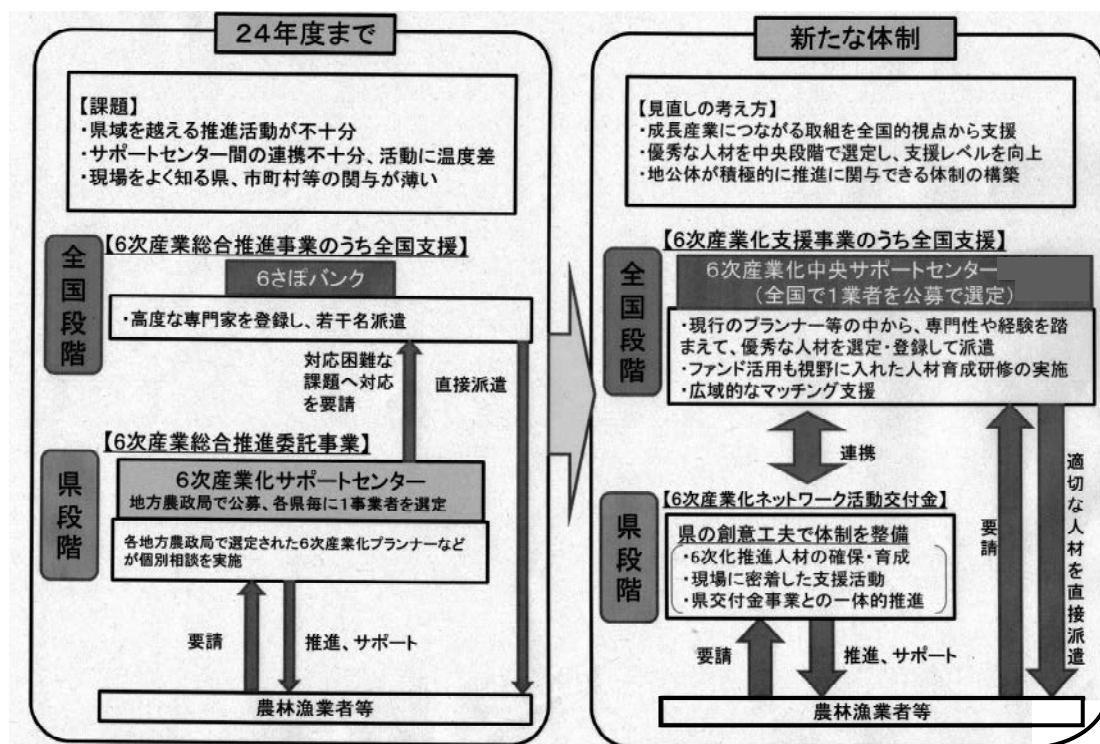
6次産業化プランナーとは、サポートセンター等に登録、派遣される中小企業診断士等の民間の専門家である。6次産業化に取り組む農林漁業者のニーズに応じて、加工、販路開拓、衛生管理、経営改善、輸出、異業種連携などの多様な分野についてのアドバイスや総合化事業計画の作成支援を行う。2011～2012年度までは国の委託事業として、県段階に6次産業化サポートセンターを設置して推進してきたが、①成長産業につながる取組を全国的視点から支援する、②優秀な人材を中央段階で選定し支援レベルを向上させる、③地方公共団体が積極的に推進に関与できる体制を構築するために、2013年に、支援体制が全国段階と県段階の二段階に見直された(第3-2図)。

全国段階に設置された中央サポートセンターは、県では対応の難しい専門性の高い課題、県域を越える広域的な取組等を支援する。2013年度は事業者として、株式会社農林漁業成長産業化支援機構が選定され、専門性の高い人材を選定・登録、派遣する事業を実施し、各分野に特化した6次産業化プランナー118名が登録された。

県段階では、県の創意工夫でサポート体制を整備することとなり、サポート機関は県農業振興公社、商工団体、民間企業等、県ごとに多様である。名称も自由であり、従来通り、6次産業化サポートセンターの名称を引き続き使用する県もある。2013年度に国から都道

府県への交付金（「6次産業化ネットワーク活動交付金」）が新設されたのを受け、国の地方農政局、地域センター、設立されるサブファンド、サポート機関等が連携して支援活動を行う体制となった。都道府県ごとに配置されたプランナーは、6次産業化の取組につながる案件の発掘や新商品開発、販路拡大のアドバイス、総合化事業計画の認定申請から認定後のフォローアップまでを一貫してサポートする。

農林漁業者等による相談窓口は各機関に設置されており、各機関が情報共有を行い、県域内の取組については都道府県サポートセンターから、広域の取組やファンド活用につながる取組については中央サポートセンターから、6次産業化プランナーを派遣する。



第3-2図 2013年度におけるサポート体制の見直し

資料：農林水産省

2) ボランタリープランナー

ボランタリープランナーとは、農林漁業者の身近なところで、プロ意識をもって相談に応じ、アドバイスを行ったり、メディアへの情報発信を行うことを目的に全国に配置された先導的な6次産業化の実践者である。選定基準は、6次産業化に係る取組の実績、関係者を結びつけるネットワーク力、情報発信力であり、これらの要素を有する者を総合的に判断、選定し、農林水産大臣が任命している。現在、全国に574名が配置され(2012年10月31日任命分まで)、ボランタリーベースでの活動を農林水産省から依頼されている。その活動内容は、①農林水産省等が開催する研修会等での事業者へのアドバイス、②自らの活動の各種メディアでの情報発信である。

(田端 朗子)

(3) 産業連携ネットワーク

2011年12月に、「農林漁業と他産業、消費者等のさまざまな知見の共有と創発によりイノベーションを促進する場」として、産業連携ネットワーク（以下「ネットワーク」とする）が設立された。「ネットワーク」は、「多様な産業等の連携により6次産業化の流れを加速し、農林漁業の成長産業化を実現するため、農林水産業界に加え、産業界、金融、消費者、シンクタンク、研究等の多様かつ広範な関係者の知恵を結集し、相互に連携する場（プラットフォーム）」として位置づけられている。

「ネットワーク」の事務局は、農林水産省食料産業局産業連携課に置かれ、会員として1,178の団体・個人・企業（2014年3月31日現在）が参加している。また、全国農業協同組合連合会や全国漁業協同組合連合会等の農林水産業界のほか、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本チェーンストア協会、日本フードサービス協会、日本生活協同組合連合会、全国消費者団体連絡会等の多様な業界団体や研究機関等が幹事として、「ネットワーク」の運営等に関与している。さらに、この中央段階の「ネットワーク」のみならず、各地方農政局等を事務局とする地方ブロック単位の「ネットワーク」も形成され、地域密着型の活動が行われている。

「ネットワーク」においては、多様な関係者の相互交流の活発化を図る諸活動はもとより、政策情報の提供・普及や会員からの情報発信等のほか、特定のテーマを設定した交流会等も多く開催されている。交流会のテーマとして、たとえば、「地域と企業が連携した地場産品活用」、「ICT分野のニーズとシーズの共有」、「特例子会社による企業の農業進出（農福連携）」、「6次産業化のリスクと対策」等が取り上げられている。

先に触れたように「情報・知識の交流・共有・蓄積」はイノベーションを誘発しやすい基盤としての役割も有している。こうした「情報・知識の交流・共有・蓄積」を図るためには、多様な主体の連携や相互交流等の促進が重要であり、そのためには「人・情報・知識・技術等の相互交流や多様な主体の協働等を促進させる仕組みや場」である「プラットフォーム」⁽⁷⁾づくりとその活用が重要な意味を持つ。

この「ネットワーク」は、さまざまなイノベーションを促進し、6次産業化のさらなる推進と農林漁業の成長産業化を図るための「プラットフォーム」として重要な役割を担っているといえる。

(小林 茂典)

(4) 農林漁業成長産業化ファンド

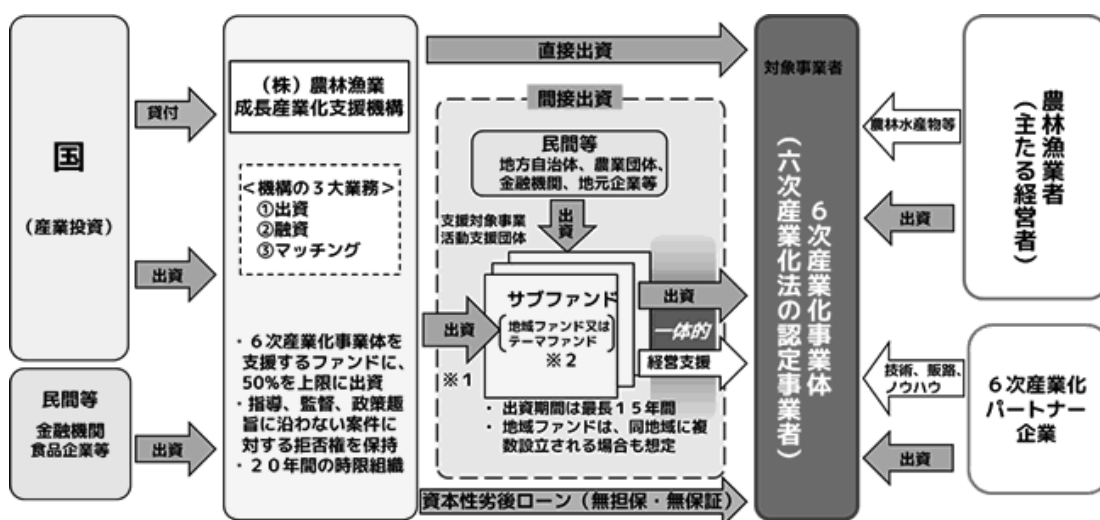
1) ファンド法の成立

農林漁業者が主体となった6次産業化の取組を支援し、農林漁業の成長産業化への動きを加速化させ、農林漁業者の所得の確保と農山漁村地域における雇用機会の創出等を図るため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が成立し、2012年12月に施行された。同

法に基づき、2013年1月に、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE、以下、機構）が官・民の共同出資で設立され、2月に業務を開始し、農林漁業成長産業化ファンド（以下、成長産業化ファンド）が始動することとなった。

この成長産業化ファンドの大きな狙いは、「農林漁業者と2次、3次産業事業者のパートナー企業双方が出資して設立される六次産業化事業体に対し、その成長に要する資金の出資等ならびに経営支援を一体的に行うことにより、生産地と消費地をつなぐバリューチェーンの構築を進めていく仕組み」⁽⁸⁾をつくることにある。中でも重要な点は、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組を資本と経営の両面から支援する仕組みとなっていることである。以下、この点を中心に成長産業化ファンドの概要を簡単にみることにする。

2) 成長産業化ファンドの仕組み



※1 ファンド設立時に機構が出資約束（コミット）する際、また資本性劣後ローンを実行する際には、農林漁業者の意見聴取等を行う。
 ※2 当該ファンドは、投資事業有限責任組合法（LPS法）に基づく、投資事業有限責任組合を想定（それ以外は個別相談）。

第3-3図 農林漁業成長産業化ファンドによる資金供給の流れ

資料：農林漁業成長産業化支援機構ウェブサイト⁽⁹⁾より抜粋。

成長産業化ファンドを活用した資金供給等の概要は主として次の通りである（第3-3図）。農林漁業者等が資金供給を受ける際は、基本的に農林漁業者と2次・3次産業の事業者（以下、パートナー企業）双方が出資した合弁事業体（以下、6次産業化事業体）を設立する。その6次産業化事業体⁽¹⁰⁾に対し、機構から直接にまたはサブファンドを通じて出資や支援が行われる。したがって、成長産業化ファンドは、基本的には「連携タイプ」の6次産業化の取組を支援する仕組みである。なお、事業の性格上、成果が出るまでの期間が長いことを考慮し、出資期間は最長15年までとなっている。

サブファンドとは、機構および地域の金融機関等が出資して設立されたものである。農林水産省によると、2014年9月29日時点では、設立準備中のサブファンドを含め全国に

49のサブファンド（出資総額約733億円）が設立されている⁽¹¹⁾。地域の金融機関の他、民間企業、JA、地方自治体等が出資して設立したサブファンドもある。6次産業化事業体への出資・支援は主としてこのサブファンドを通じて行われる。そうすることで、民間の資金・ノウハウの活用を図りつつ、地域に根ざした支援を行うことができるためである。

2014年9月11日時点で、サブファンドから6次産業化事業体への出資同意が決定した案件は36件、出資決定金額の合計は約23億7千万円となっている⁽¹²⁾。出資決定金額は最も少ないもので300万円、最も多いもので2億6千万円にのぼる。

3) 出資の特徴

| | 補助金 | 融資 | 出資(本ファンド) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|------|---|---|-----|----|---|--|------|---|---|------|------------|---|-------------|--|---------|---|----------------|---|--|-------------|
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 事業要件が厳格 担保・保証不要 資金使途が限定的 | <ul style="list-style-type: none"> 担保・保証等が課題 資金使途が限定的 | <ul style="list-style-type: none"> 事業設計の自由度が高い 担保・保証不要 財務体質を強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自己資金と事業資金の関係 | 平均的な自己資本比率の逆数を借入限度額とみなした場合、自己資金の何倍まで資金調達できるかを検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>調達金</td> <td>補助金</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己資金</td> <td>①</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 仮に補助率1/2の場合、自己資金の2倍の規模まで事業規模を考えられる | 調達金 | 補助金 | ① | | 自己資金 | ① | <table border="1"> <tr> <td>調達金</td> <td>融資</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己資金</td> <td>①</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の信用力によるが、一般的な水準(*)では、自己資金の2倍～5倍の規模まで考えられる | 調達金 | 融資 | ④ | | 自己資金 | ① | <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">資金調達</td> <td>金融機関等からの融資</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td>(*)資本性劣後ローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンド出資分</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>自己資金(パートナー事業者)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己資金(農林漁業者)</td> <td>①</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> パートナーやファンドの出資が活かされることで、自己資金の20倍程度の規模の事業も考えられる | 資金調達 | 金融機関等からの融資 | ⑬ | (*)資本性劣後ローン | | ファンド出資分 | ② | 自己資金(パートナー事業者) | ① | | 自己資金(農林漁業者) |
| 調達金 | 補助金 | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自己資金 | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調達金 | 融資 | ④ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自己資金 | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金調達 | 金融機関等からの融資 | ⑬ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (*)資本性劣後ローン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ファンド出資分 | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自己資金(パートナー事業者) | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自己資金(農林漁業者) | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (*)資本性劣後ローンとは、金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3-4図 出資の特徴

資料：農林水産省「6次産業化の推進について」（2014年2月）p18より抜粋。

農林漁業者等の立場からみた場合の、成長産業化ファンドにおける出資と通常の補助金や融資との違いは、第3-4図の通りである。

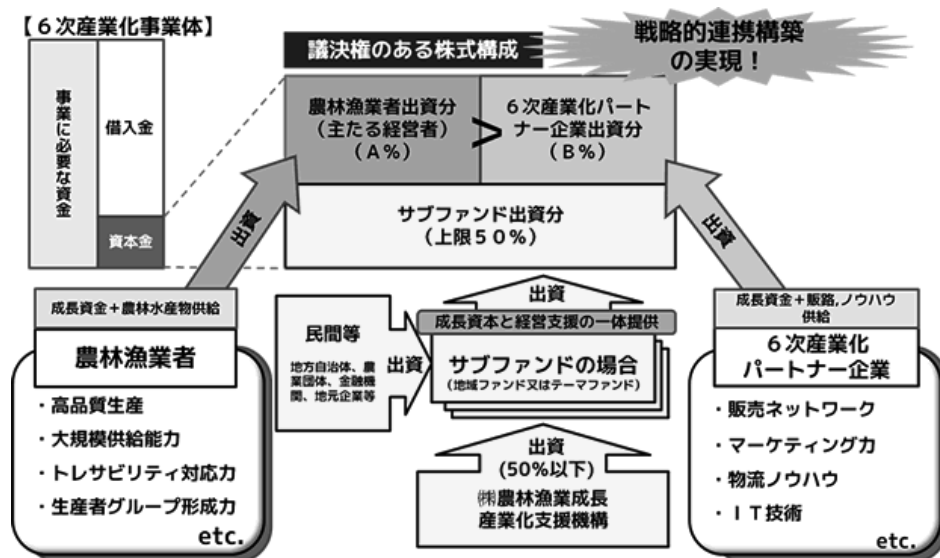
成長産業化ファンドにおける出資⁽¹³⁾は、①使途が限定的な補助金と異なり、経営に必要な用途であれば運転資金や人件費等にも使用が可能であるなど、自由度の高い資金である。②融資に必要な担保・保証も不要である。③出資以外にも他の補助金や融資（資本性劣後ローン⁽¹⁴⁾や民間からの融資）との組み合わせが可能となる。こうして少ない自己資金でも規模の大きな事業を行うことができる仕組みとなっている。

4) 出資の対象

先述の通り、成長産業化ファンドは農林漁業者等を主たる出資者として、パートナー企業が資本参画することで形成される6次産業化事業体を出資対象とすることが基本である

(15)。

中でも、農林漁業者の主導性を確保するため、6次産業化事業体への各主体の出資比率の上限が設けられている。すなわち、6次産業化事業体への農林漁業者からの出資割合は、パートナー企業からの出資割合よりも高いことが求められる(第3-5図)。また、サブファンドからの出資も原則的に出資全体の50%以下であり、農林漁業者の議決権を確保している。こうした出資比率等により、「農林漁業者が主体となって2次、3次産業事業者と連携し、生産から消費までのバリューチェーンをつなぎ、農林漁業者が消費に至るまでの付加価値作りや価格決定に主体的に関わっていく」⁽¹⁶⁾ 取組が志向されることとなる。



第3-5図 出資比率の特徴

資料：農林漁業成長産業化支援機構ウェブサイト⁽¹⁷⁾より抜粋

なお、農林漁業に新規参入する企業等の場合⁽¹⁸⁾は、総合事業化計画の申請時に農林漁業者であるかの確認⁽¹⁹⁾が行われる。また、認定を受ける6次産業化事業体の出資元となる農林漁業者等は、農林漁業を営む者そのものであり、企業に関しては個々の法人格ごとに判断される。例えば、子会社が農林漁業に参入した場合は、当該子会社が農林漁業者として6次産業化事業体に出資することが可能である。同時に親会社やその他の会社はパートナー企業として出資することが可能となる。

また、植物工場を含め、6次産業化事業体が6次産業化に必要な農林漁業の生産活動を行う場合、その生産活動も出資の対象となる⁽²⁰⁾。

5) 農林漁業者の資金力不足への配慮

農林漁業者がまとまった出資金の確保が困難である場合は、農林漁業者は①出資のほか、②現物出資や③既存の部門を分社化することで6次産業化事業体を設立し、そこにパート

ナー企業やファンドからの出資を受け入れることも可能である。

さらには、第1に一定の要件を満たした場合、サブファンドの出資割合（議決権）の引き上げが可能となる⁽²¹⁾。先述のようにサブファンドからの出資は、当該事業体の総議決権の1/2以下であることが原則である。その出資を引き上げる際には、①事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること、②高い収益性の確保が見込まれること、③農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資することの3つの要件を満たすことが必要となる。

第2にA-FIVEやサブファンドからの出資と合わせて、A-FIVEからの資本性劣後ローンによる融資を実施し、民間の金融機関からの融資の円滑化も図っている。また無議決権株式⁽²²⁾を活用することにより、農林漁業者の負担額の軽減を図ることも可能である⁽²³⁾（第3-6図）。

〔資本性劣後ローンの活用〕

| | | |
|--------------------------------|-------------------------------|--|
| 農林漁業者等 (1,260万円) 〔17%〕 | パートナー企業 (1,240万円) 〔16%〕 | A-FIVE 資本性劣後ローン (2,500万円) 〔33.3%〕 |
| サブファンド出資分 (2,500万円) 〔33.3%〕 | | |

〔無議決権株式の活用〕

| | | |
|--------------------------------|-------------------------------|---|
| 農林漁業者等 (1,260万円) 〔17%〕 | パートナー企業 (1,240万円) 〔16%〕 | パートナー企業 無議決権株式 (1,250万円) 〔16.6%〕 |
| サブファンド出資分 (2,500万円) 〔33.3%〕 | | サブファンド 無議決権株式 (1,250万円) 〔16.6%〕 |

〔資本性劣後ローンと無議決権株式の併用〕

| | | | |
|------------------------------|-------------------------------|--|---|
| 農林漁業者等 (1,260万円) 〔13%〕 | パートナー企業 (1,240万円) 〔12%〕 | A-FIVE 資本性劣後ローン (2,500万円) 〔25%〕 | パートナー企業 無議決権株式 (1,250万円) 〔12.5%〕 |
| サブファンド出資分 (2,500万円) 〔25%〕 | | | サブファンド 無議決権株式 (1,250万円) 〔12.5%〕 |

第3-6図 資本性劣後ローンおよび無議決権株式の利用例

資料：農林水産省「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」（2014年10月）p15・16より抜粋。

注：金額、割合は例示。

第3に6次産業化事業体を設立する場合、複数の農林漁業者が資本参画し、共同で事業を行うことも可能となっている（第3-7図）。そうすることで、規模の小さい農林漁業者でも参画でき、かつ個々の出資負担が軽減される。

| | | | |
|----------------------|--------|--------|---------------------------|
| 農林漁業者出資分 | | | パートナー企業 出資分 (24%) |
| (8.7%) | (8.7%) | (8.7%) | |
| サブファンド出資分 (50%) | | | |

第3-7図 複数の農林漁業者による資本参画の例

資料：農林水産省「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」（2014年10月）p16より抜粋。

注：割合は例示。

以上のように、成長産業化ファンドは、農林漁業者が主体となった「連携タイプ」の6次産業化の取り組みを促進するものである。農林漁業者は少ない自己資金で他の主体と連携し、より規模の大きな事業を行うことが可能となる。出資は補助金等と比較して用途の自由度が高く、補助金等と組み合わせて活用を図ることも可能であり、多様な事業の広がりが期待される。

(小柴 有理江)

注

- (1) 本項では、六次産業化・地産地消法の中でも6次産業化について論じる。本稿で用いた農林水産省の資料は、農林水産省のウェブサイトにて公表・閲覧が可能なものである <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html> (2014年9月30日アクセス)。
- (2) 農林水産省「六次産業化・地産地消法(概要)」より。
- (3) 前掲2
- (4) 農林水産省「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」, 「総合化事業計画の認定要件(基本方針抜粋)」および「6次産業化の推進について」
- (5) 農林水産省「6次産業化の推進について」より。2014年9月30日時点で実施されている支援策。
- (6) 農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく認定の概要(累計:平成26年12月5日時点)」より。
- (7) 國領二郎らは「プラットフォーム」を「多様な主体が協働する際に、協働を促進するコミュニケーションの基盤となる道具や仕組み」(國領 2011)として定義している。ここでは、「プラットフォーム」を相互交流や協働等の「場」および「場」を作り出す「仕組み」の双方を含む広い概念としてとらえている。
- (8) 大多和巖 (2013), 41 ページ
- (9) 農林漁業成長産業化支援機構ウェブサイトより。 <http://www.a-five-j.co.jp/> (2014年10月2日アクセス)
- (10) 6次産業化事業体は、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていることも要件となる。
- (11) 農林水産省ウェブサイトより。 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/pdf/260929_sfs.pdf (2014年10月2日アクセス)
- (12) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構「出資同意決定済6次産業化事業体一覧」より。前掲9
- (13) 農林水産省食料産業局産業連携課「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン～農林漁業成長産業

化ファンドを多様な「農林漁業者」に御活用いただくために～」（2014年10月10日）より。

- (14) 金融機関が財務状況を判断するにあたり、負債ではなく、資本と見なすことができる借入金。①無担保・無保証、②金利は業績に連動、③出資期間に合わせた一括償還が特徴である。
- (15) ただし、「既に社内でバリューチェーンが構築されていると機構・サブファンドが判断する場合」等においては、農林漁業者が単独出資する事業体も出資・支援の対象となる。この場合、農林漁業者とサブファンド（またはA-FIVE）がそれぞれ出資して合弁事業体を作ることとなる。
- (16) 前掲8, 47ページ
- (17) 前掲9
- (18) 前掲13
- (19) 農林水産物の生産実績や販売高を伴っていることが原則。実績がない場合でも、農林水産物の生産に結びつくことが確実であると見込まれる具体的な活動を開始していれば、総合化事業計画の認定を受けることが可能。
- (20) 前掲13
- (21) 第1～3は前掲13
- (22) 株主総会での議決権を持たないまたは制限された株式。
- (23) 資本金劣後ローンと無議決権株式は併用することも可能である。

[引用・参考文献]

國領二郎・プラットフォームデザインラボ（2011）『創発経営のプラットフォーム』日本経済新聞社。

小林俊夫（2013）「6次産業化法と総合化事業計画認定の実態」、高橋信正編著（2013）『「農」の付加価値を高める6次産業化の実践』筑波書房，22～30ページ。

櫻井清一（2013）「地産地消と6次産業化の接点」高橋信正編著（2013）『「農」の付加価値を高める6次産業化の実践』筑波書房，174～183ページ。

大多和巖（2013）「6次産業化を推進する「農林漁業成長産業化ファンド」」、高橋信正編著『「農」の付加価値を高める6次産業化の実践』，筑波書房，40-48ページ。

農林水産省食料産業局産業連携課「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン～農林漁業成長産業化ファンドを多様な「農林漁業者」に御活用いただくために～」（2014年10月10日）。